船舶事故等調査報告書

平成２７年７月２３日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	２０１５長第１６号
事故等種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	平成２７年２月１４日　１６時００分ごろ
発生場所	長崎県西海市田島南東方沖（大村湾北部） 田島灯台から真方位１１０°４．１３海里付近 （概位　北緯３２°５８．９３′　東経１２９°５３．４６′）
事故等調査の経過	平成２７年２月１７日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート　MITSUBACHI、５トン未満（長さ６．２７ｍ） ２９０－３６１４７長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長が１人で乗り組み、友人２人を乗せ、田島南東方沖において、機関を止め、シーアンカーを投入して漂泊し、魚群探知機を作動させて釣りを始めた。 本船は、平成２７年２月１４日１６時００分ごろ、船長が機関を始動しようとしたが、始動できなかった。 本船は、船長が１１８番通報し、来援した長崎県水難救済会川棚救難所所属の船舶にえい航されて定係地に戻った。 本船は、バッテリーを交換したところ、機関を始動できた。
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　北、風速　約２m/s 海象：海上　平穏
分析	
乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船は、田島南東方沖において、船長が機関を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたことから、機関を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。 本船は、機関を停止した状態で魚群探知機を作動させていたことから、バッテリーが過放電した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、田島南東方沖において、船長が機関を始動しようとした際、バッテリーが過放電していたため、機関を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。

参考	船長は、本事故後、魚群探知機専用のバッテリーを設置した。 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・機関を停止した状態で魚群探知機等を使用する際、バッテリーの過放電に備え、専用のバッテリーを準備しておくことが望ましい。